

平成 26 年 2 月 27 日
沖縄電力株式会社

平成 26 年度太陽光発電促進付加金に関する認可等について

当社は、平成 26 年度にお客さまの電気料金に適用する太陽光発電促進付加金について規定した「供給約款等以外の供給条件」について、経済産業大臣に認可申請しておりましたが(平成 26 年 2 月 26 日発表済)、本日、申請内容のとおり認可をいただきましたので、お知らせいたします。

また、託送供給約款についても同様に、申請内容のとおり承認をいただいております。

なお、認可および承認をいただいた平成 26 年度の太陽光発電促進付加金単価は、以下のとおりです。

○太陽光発電促進付加金単価（従量制供給の場合）

| 平成 26 年度 | | (参考)平成 25 年 5 月分 から平成 26 年 3 月分 | 差 額 |
|----------------------------------|------------|------------------------------------|-------------|
| 平成 26 年 4 月分 | 0.07 円/kWh | 0.07 円/kWh | 0.00 円/kWh |
| 平成 26 年 5 月分から 平成 26 年 9 月分まで | 0.03 円/kWh | | ▲0.04 円/kWh |

※供給電圧にかかわらず一律、上記単価になります。

※消費税等相当額を含みます。

※平成 26 年 4 月分は消費税法に規定されている経過措置対象のお客さまに適用される単価です。

○従量電灯の平均的なモデル料金への影響額（月間使用量 300kWh、消費税等相当額含む）

| 平成 26 年度 | | 参考)平成 25 年 5 月分 から平成 26 年 3 月分 | 差 額 |
|----------------------------------|------|-----------------------------------|-------|
| 平成 26 年 4 月分 | 21 円 | 21 円 | 0 円 |
| 平成 26 年 5 月分から 平成 26 年 9 月分まで | 9 円 | | ▲12 円 |

※平成 26 年 4 月分は消費税法に規定されている経過措置対象のお客さまの場合の影響額です。

以 上